- ○吉本議長 通告6番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問願います。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 いつも私が最後になるんですが、おつき合いをお願いしたいと思います。 私は、水道行政について、それから犯罪被害者支援について、岩出市内のため池問 題について、それから那賀病院の労働実態について、それから種子法について、教 育環境の改善について、質問をさせていただきたいと思います。市当局の誠意ある 答弁をまずもって求めたいと思います。

まず、第1点の水道行政についてであります。

政府は、昨年度から水道法の一部改正法案を閣議決定して、民営化の手法である コンセッション方式を水道事業に導入をしやすくし、国や都道府県が主導して、広 域化を進めるための水道法改正をしようとしておりました。

この方式とは、水道施設を自治体が所有したまま、経営権を民間企業に譲渡する方式である。しかし、そもそもこの方式は、憲法25条に定められた国民の生存権を具現化したと言われる水道法に基づき、公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的とした水道事業が、利益優先の民間企業に担えるのか、甚だ疑問であります。

法律改正の理由として、水道事業体の約半数が、料金で給水原価を賄えておらず、 赤字経営であることや、管路や施設の老朽化が進んでいること、人材不足等などの 諸課題解決に向けて、水道の基盤強化を図ることが上げられております。所要の措 置として、民間企業の参入をもくろんでいるというのが実態であります。

また、今回の法改正の背景には、世界的な水ビジネスの流れがあります。2020年には、世界で100兆円規模に拡大すると言われている日本の民間資本は、その市場に参入するため、世界最高水準と言われている日本の自治体の水供給の管理や運転技術のノウハウを求めて、水道事業の市場開放を迫っているのであります。

このような経済優先の姿勢では、国民の暮らしを支えるインフラとしての水道事業の破綻は避けられないのが現状ではないかと考えております。

水道事業の民営化、広域化を推し進める水道法改正ではなく、政府に対して補助 金等財政支援によって水道料金の地域格差を是正することを強く求めていくことが、 岩出市にとっても重要であると考えております。

そこで、岩出市の基本的な考えをお聞きをしたいと思います。

まず第1点は、水道法の改正により、企業参入についてどう考えておられるのか、 今後どのような方針をとられようとしているのか、まず、第1点お聞きをしたい。

2点目に、岩出市の水道について、民間企業の参入を考えているのか、この点に

ついてお聞きをしたいと思います。

3点目は、現在の企業運営で経費削減をしているために、水道料金の基本となる 検針に関して、省力化をする事業として、ネットにつながる I o T を活用して、通 信機能つきスマートメーターから使用データを一括収集して、個別料金を算出する 方法の導入を考えたらどうかというふうに考えておりますが、これについてご答弁 をいただきたい。

最後に、岡田第一浄水場内の給水井戸について、現状についてどのような状況になっているのか。後処理は安全な対応をとられているのか、お聞きをしたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 上下水道局長。
- ○濱田上下水道局長 尾和議員のご質問の1番目、水道についての1点目、水道法改正、企業参入はどうなのか、2点目、岩出市の水道はどうなのかについて、あわせてお答えいたします。

水道法の一部改正につきましては、今国会で審議中でありますが、改正案の中で、官民連携の推進とあり、地方公共団体が水道事業者としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入するものです。

本市では、平成27年度に水道ビジョンを策定し、アセットマネジメント計画により、計画的な改築更新を図り、健全で安定的な事業運営の継続、安全な水道水の供給、災害対応力の維持向上に努めております。よって、現在のところ、水道施設の運営権を民間事業者に設定する考えはございません。

また、今後の水道事業の経営の見通しとしては、年々給水収益が減少している中、開発による加入分担金や施設分担金の収入が現状どおり続ければ、当面の間は安定した経営状況となる見通しですが、開発が減少しますと、経営が厳しくなり、水道料金の値上げや企業債の借り入れの検討も必要であると考えております。

次に3点目、経費節減、水道検針スマートメーターの導入はどうかについてお答 えいたします。

水道検針スマートメーターにつきましては、現在、大都市において、民間企業と 共同で実証実験を行っている段階であり、スマートメーターも高額であることから、 現在のところ導入は考えておりませんが、今後の動向を注視し、情報収集に努めて いきたいと考えております。 次に、4点目の岡田第一浄水場の給水井戸、現状と後処理は安全かのご質問にお答えいたします。

現在使用していない井戸は、第一浄水場の場内に1カ所あります。現状の井戸については、鉄筋コンクリート床板のふたで覆っており、安全に管理しております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、市としての方針を聞かせていただきました。まず、第1点の民間に対して、この方式、PFI方式と言われるものについては、当面は考えていないというご答弁でありました。しかし、今、政府のほうでは、TPPによって、この問題が取り上げられて、民間企業の導入を促す。厚生労働省のほうで取り組みをして、厚生労働省の認可のもとに、この方式が着々と、一方では進められているという現状であります。

民間委託の現状としては、運転管理について、委託ありが47、割合として34%、 それから、設計、装備点検、保守については107委託している。それから、割合と しては、回答した中の77%、それから機械とか電気設備点検、保守については139 のうち108が、もう既に委託をして、78%ということであります。

それから、導線とか送配水管、管路の業務委託については、割合として27%、それから、計画的な漏水調査、修理については68%というような調査結果が出ております。いずれ、この問題については、岩出市でもそういう方向になるんではないかと私は危惧をしているんであります。

というのは、先ほども申し上げましたように、水というのは、人間が生きる上において、一番大切な問題であります。そういうものを民間の営利目的のそういう企業に渡すということになりますと、市民の水の料金にもはね返ってくるということも考えられます。そういう意味で、この問題については、毅然とした態度で、岩出市としても対応する必要性がさらに出てくるんではないかということであります。

これは新聞報道で、全水道書記次長の辻谷さんという方が、この企業参入については、安全持続性を維持できるのかということで危惧をしていることであります。この全水道労働組合というのは、全国の水道関係の上部団体であるわけですが、そういう意味では、この問題について、岩出市としての考えを明確にして、そういう民間導入については考えないということを明確にしていただきたいというように、再度お願いをしたいと思います。

それから、スマートメーターの件なんですが、私は、これは非常に水道行政の中

で経費節減、検針をしていく中で、今、料金が高いと言われましたが、これは大阪のメーカーで柏原計器工業というところが、既にマンション関係の検針に導入をして進めていこうということで、個別料金を手間なく算出できると。水道局の中に、パソコンでクリックすれば、全世帯の水道料金、水道量が瞬時につかむことができるということで、将来、これは普及をしていくということは、必ず言えるんではないだろうかということであります。

そこで、現在のところは高額であるので導入しないということでありますが、このメーターの問題については、法律で8年ごとの更新が義務づけられております。 段階的に、このメーターについて、今から研究をして、大量に普及すれば値段も下がるということも考えられますので、更新時には切りかえるメーターについて導入を考えていく必要性はあるんではないかというふうに思っております。

このメーターの波及効果として、もう1点考えられるのは、水道を使用しない世帯があって、日々、水道量をチェックをできるということになりますと、独居老人とか、そういう方の、もしそこで水を使ってないとなれば、そこに異常が出るわけですから、そこに行って状況も把握できるという側面もあるわけですから、そういう意味では、早く決断をしていただきたい。

既にスマートメーターについては、電気とかガスが先行で導入をしております。 関西電力等についても、そういうことで、電力関係も導入をしているということで すから、こういうことについても必要性を考えていただきたいというふうに思いま す。

それから、4番目の岡田の浄水場についてですが、私は、給水した後の掘った井戸、床板で安全ですよということでありますが、そこで働いている方は、年次別に交代をするということになりますので、必要でないのであれば、せっかく掘って、そこから給水しないのであれば、埋め戻して、状況をきちっとしておくということが求められるんではないかというふうに思うんですが、それについて再度ご答弁をいただきたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 上下水道局長。
- ○濱田上下水道局長 将来、民間企業への参入を検討しないのかということでございますけれども、本市の水道事業は、年々給水収益が減少している中、給水戸数の削減に努め、独立採算による安定した健全経営を行っているため、現在のところ民間企業の参入は考えておりません。

そして、スマートメーターの導入についてですが、スマートメーター1個当たり約1万円します。その他、通信料やシステムの構築費用が必要となり、かなり高額なものと考えられます。計量法に基づく量水器の交換は8年以下で更新することとなっております。現行の口径13ミリの1件当たりの費用、量水器の費用ですけども、平成29年度、購入実績では1,587円、検針費用が、8年間といたしますと3,360円で、4,947円の経費となって、現状では約2分の1の経費となっております。

それから、第一浄水場の井戸をなぜ埋めないかということですが、井戸の構造は 鉄筋コンクリートづくりで、崩壊することはありませんので、多額の工事費をかけ てまで埋め戻す必要はないと考えております。将来、第一浄水場を再構築する場合、 あわせて撤去したいと考えております。

以上です。

- ○吉本議長 再々質問を許します。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 私は、水道行政について、民間参入を進めるべきではないという姿勢でありますので、民間参入については反対だということを明確にしておきたいと思います。今後についても、市行政、地方自治体が独自にやるべきだということで思っております。

ただ、この水道事業については、先ほども言いましたが、TPPの規制緩和の一環として、政府が推し進めているということでありますので、その点については、我々は、この導入についてもやはり慎重に、その導入についてはやるべきでないということを申し上げておきたいと思います。

それから、スマートメーターの件なんですが、今も2分の1で、現在できるんだということですけども、行く行くは、やはりこういうものも視野に入れて検討をしていくということが大切ではないかなと思っておりますので、検討もしないのか、それとも現時点では導入を考えていないのか、将来、検討していくということなのか、そこの点についてお聞きをしたいと思います。

それから、岡田の浄水場については、埋め戻しに金をかけてする必要ないということなんですが、もともと、この給水井戸については、なぜ掘ったのかというのが問題なんですよね。使わないのに、なぜ金をかけて掘って、そのままにして放置をしていたのではないかと、そういう疑いを私は持っておるんですが、なぜ掘って、そのままにしたのかと。必要性がなかったら掘る必要性はなかったんじゃないかと思うんですけども、そこら辺の市の今日までの経過についてご答弁をください。

- ○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。 上下水道局長。
- ○濱田上下水道局長 民間企業への参入による水道施設の運営権を民間企業に設定してしまうということについては、本市として危惧されること、いろいろあります。 その中でも、技術の継承が途絶え、技術者が不足して、施設の運営に支障を来すお それもあるということも1つあります。そういうところもありまして、現在のところ民間企業への設定というものは考えておりません。

それから、スマートメーターでございますけども、一番初めの回答で、今後動向を注視し、情報収集に努めていきたいと考えておりますということでお答えさせていただきましたとおり、マンションとかではうまいこと使えるかなとは思うんですけども、一般では高額になるということで、システムの構築、通信料、いろいろかさむところが多いので、今後とも情報収集に努めていきたいと考えております。

それから、岡田第一浄水場の井戸でございますけども、当時1万5,000トンぐらい取水できていたんですけども、だんだん水量も少なくなってまいりましたので、現在使ってない状況です。それは第一浄水場のほかの施設で賄っております。影響はありませんが、今後、第一浄水場の再構築するときに、第一浄水場の井戸については埋め戻すか取り壊す、そういうふうに考えております。

済みません。今の井戸で取水していたのが、過去では1日1,500トンです。1,500 立米取水できていましたけども、360立米に減少したというところで運転を見直し しました。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。 引き続きまして、2番目の質問を願います。 尾和弘一議員。

○尾和議員 次に2番目の質問をさせていただきます。

犯罪被害者支援についてであります。

人は余りに突然予測できない被害に遭うと、心も体もそれに対応できなくなります。思考と感情もとまり、どうしたらいいのかわからない状態に陥ってしまうのです。自分が自分ではないような気がする。冷や汗をかく。夢の中にいるような感じがする。周りに目が入らない。事件のことをよく思い出せない。それらは被害者の多くが経験する心の傷であり、人としてごく正常な反応です。犯罪被害に遭うのは大変つらく悲しいことです。突然のことに心も体も対応できません。

それでも、行政窓口や警察、裁判所で複雑な手続にかかわらなくてはいけなかっ

たり、転居を余儀なくされたり、仕事をやめざるを得なくなったり、経済的負担も 負ったり、さまざまな形で苦しめられます。多くの人々は、犯罪被害に遭遇するこ とを考えたり、想定したりすることは日常的ではありません。

この3月議会で自殺防止への条例が可決されましたが、犯罪被害に直面すると、 自死につながることがあると言われております。先の条例の表裏一体の問題である と考えるべきであります。

地方自治体としての責務として、被害者への情報提供、被害者の方にパンフレット、被害者の手引による刑事手続の流れなど、一般的な事項について、また、被害者連絡制度により捜査の状況などについて情報提供しています。さらに、被害者の方の希望に応じて、地域警察官が被害者訪問、連絡活動を実施をしております。相談・カウンセリング体制の整備、被害者の方からのさまざまな相談に応じるために、各種被害相談窓口を設置し、また、心の傷の回復を支援するためにカウンセリングを行っております。

犯罪被害給付制度、犯罪により不慮の死を遂げた方の遺族や障害が残ることのあった方、重大な負傷や疾病を受けた方への経済的な支援を行っております。

捜査過程における被害の負担の軽減、捜査の過程において被害者の方に精神的負担等の二次的被害を与えないよう配慮されております。

被害者の安全の確保では、犯人から再び危害を加えられること等を防止するため、被害者の方の安全の確保に努められております。また、それ以外にも、レイプ、性犯罪被害者への対応、被害少年への対応、悪質商法の被害者への対応、暴力団被害にかかわる被害者への対応、交通事故被害者への対応、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応等々、被害の特性に応じて、さまざまな施策を推進していかなければなりません。私たちは、この国の誰もが安心して暮らせる生きる社会を願っているのであります。

そこで、私は4点にわたって、岩出市の考え方をお聞きをしたいと思います。 まず第1点は、犯罪被害者等基本法における地方自治体の責務について、どのように考えておられるのか。

- 2番目に、岩出市内における被害者への対応と現状はどうされているのか。
- 3番目に、犯罪被害者の相談窓口は、岩出市においてはどこに置かれているのか。
- 4番目に、被害者支援条例の制定の考えについて、お考えをお聞きをしたいと思います。
- ○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 通告に従い、被害者支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の地方自治体の責務はでありますが、犯罪被害者等基本法第5条において、 基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏ま えて、その地方公共団体の地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を 有すると定められております。

次に、2点目の対応と状況はと3点目の相談窓口はについてでありますが、岩出市では、総務課を総合的な相談窓口とし、警察からの派遣職員が担当しております。また、警察のほか被害者支援センターや法テラス、弁護士会などを初め多くの機関においても窓口が設置されているところであり、各種の相談や支援の対応がされております。

なお、これまで市の総務課において、犯罪被害を理由とする相談は、平成27年から平成29年はございません。

最後に、4点目の条例制定の考えはでありますが、現在のところその考えはございませんが、他の自治体の動向を注視してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 犯罪被害者支援について、和歌山県の条例の和歌山県安全・安心まちづくり条例の第28条に、犯罪被害者等に対する支援ということでうたわれております。 また、今、総務部長が答弁いただきましたが、犯罪被害者等基本法の中にもうたわれております。

私は、これらの条例、法律に基づいて、岩出市において早期にこの問題の構築をしていくと。今、総務部長は、27年以降、岩出市において相談を受けたことはないと。何か胸を張っているような答弁をされますが、私は、岩出市において、こういう相談窓口がありますよと言って、啓発をしてきたのかという面があるわけですね。こういうもろもろの犯罪被害、ここに行けば相談をできることができますよということで、総務課に警察官の方が出向しているから、そこで承るんだということなんですけども、これらについても、市民の中には、こういう事態が起きたときに総務課へ行って相談するということは、ほとんど今のところないというのは、それは反面、岩出市がこれらの諸課題に対する取り組みの姿勢がゼロに近いと言わざるを得ないと、私はそのように感じております。

それから、条例に関してですが、今のところ考えがないということなんですが、

これはさきの3月の県議会においても、知事に対して、議員が犯罪被害に対する具体的な条例、県の条例をつくるべきだという主旨の発言をされておりました。

和歌山県下においては、全国的には、多くの市町村で条例がありますが、和歌山県が一番おくれているんですね。和歌山県であるのは、これは上富田町の条例しか和歌山県にはありません。現に、和歌山県下でこれが先行的な取り組みでありますが、上富田町の条例案をもとに、岩出市においても早期に条例化の方向を打ち出していただきたい。

犯罪被害に遭いますと、誰しもうろたえて、その問題について直接対応できないというようなことがありますので、今、紀の国被害者支援センターというのが和歌山県の和歌山市にあります。そこにおいて相談を受けると。その団体は、和歌山県の警察のほうから情報を提供する団体になっておりますので、誰が被害に遭うたという情報はそこに集まってきます。それに対して支援を必要とする人に対して、対応していくという団体であるわけですけども、私は、そういう意味では、それらの団体について、助成金というのは、岩出市はゼロなんですね。和歌山県下でやってないのは、海南と岩出と紀の川市なんです。

この費用については、1人、紀の国被害者支援センターでは2円70銭の助成をいただきたいということで、毎年、岩出市についても要請があると思うんですが、和歌山県下でやってないのは、先ほど言ったように、海南と岩出と紀の川市、それ以外のところは、その助成をしているというのが実態であります。

この問題については、岩出市も早期にそれらの助成をして、そことの連携を密にして、犯罪被害が発生した場合に、その家族や親族、それらの人の支援をしていく、バックアップをして、日常の生活に取り戻していくということが大切ではないかというふうに思います。

それから、条例制定について、今言いましたが、岩出市でも、これは今答弁いただきましたが、考えてないと、将来のことはわからないというふうなことでありますが、やはり早期にこれらについても条例を制定して、支援をしていく体制をしていただきたいと。

支援条例の中には、上富田で傷害に遭われた場合については、1人10万円、それから、遺族見舞金として30万円を支給するという制度もその中にうたわれております。

そういう意味では、それら等々も考えて、岩出市の早期の制定を含めて、再度ご 答弁をいただきたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○藤平総務部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目、市において相談窓口があるというのを啓発していないんじゃないかということでございますけれども、今ご質問いただきましたので、これからは積極的に窓口があるということを啓発、PRしてまいります。

それから、条例化の話ですけれども、先ほども話させていただきましたように、 今現在のところはその考えはございませんけれども、他の自治体の動向を注視して まいるということでございます。

それと、被害者支援センターへの助成金の件ですけれども、これにつきましては、 我々市といたしましては、事件であったり、事故等の被害者に対して、精神的支援 の活動を行うための事業ということで補助するという趣旨は十分わかっておりまし た。それで発足当時、平成22年、23年、24年の3年間は、議員おっしゃられたよう に、人口掛ける1人当たり2.7円ということで、支払いはさせていただきました。 ただ、発足当時の約束として、軌道に乗るまでの3年間は負担金をいただきたいと いう約束でありましたので、それ以降については、うちのほうからは支出をしてい ないという状況でございます。

ただ、紀の国被害者支援センターからの啓発等の依頼がございました場合には、 積極的に協力をさせていただいておりますので、その点はご理解をいただきたいと 思います。

- ○吉本議長 再々質問を許します。
 - 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 この被害者支援センターの問題について、今の答弁では、軌道に乗るまでということであるんですけども、非常にセンター自体も財政が苦しくて、古本をある機関に送付して、その利益を得るとか、啓発物資とか、いろんな形で和歌山市もそういうことでやっておるんですけども、ほとんどが被害者支援センター自体の組織が、理事長は警察のOBで、署長クラスの方が常におられるんですけども、警察OBの方がほとんどの方が多いです。

そういう意味では、このセンターを窓口にして、そういう被害に遭われたときに 対応していくということが求められますし、助成金にしても、そんなに高いもんで はありません。2円としても10万程度、5万としたら10万ですから、ぜひ、これに ついては早期に再検討していただいて、要請が来れば、それに応えていくというタ イアップをぜひお願いをしたいと思いますが、それについてお聞きをしたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○藤平総務部長 尾和議員の再々質問について、お答えをいたします。

被害者支援センターに対する負担金の考え方については、先ほど答弁をさせていただいたとおりですけれども、事件、事故等の被害に遭われた方、また、その家族、ご遺族に対して、この被害の軽減及び回復、こういうのは重要ということは十分認識してございますので、被害者支援センター等の啓発に関しては、今までと同様に協力してまいります。

以上でございます。

- ○尾和議員 助成金についてはどうなんですか。検討するんか、それともやらんのか、 どっちなんですか、はっきりしてください。
- ○藤平総務部長 助成金の考え方につきましては、発足当時の3年間の約束ということで我々させていただいた経緯がございますので、今時点におきまして、前回のように引き続いて負担金を支出する考えはございません。
- ○吉本議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。 引き続きまして、3番目の質問を願います。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 次に、市内のため池についてであります。

ため池堤防の雑木、草等の伐採に関して、岩出市の考えをお聞きをしたいと思います。

市内ため池の堤防の整備については、当該の水利組合なり所有権者が維持管理を されていると推察しているんですけども、市内ため池の管理者及び当該の組合、こ れは何件あるのか、現時点でつかんでおられるんであればお聞きをしたいと。それ からまた、年間何回ぐらい清掃されているのか。

それから、最近、住持池、中左近池に隣接する市民の皆さんから、現在、私も現状を見てきたんですけども、草を刈った後、そのまま放置をしていると。強風、風が吹いて自宅の裏庭に飛んでくると。何とかしてほしいと。また、刈った後、枯れて、燃やされると、洗濯物ににおいが移る等々の苦情があったので、そのまま放置をしているんかなというふうな気がするんですけども、やっぱり必要なことは、処分について、どのようにされているのか。それから、市としてどのような指導をさ

れているのか。これらについてお聞きをしたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 事業部長。
- ○船戸事業部長 市内ため池について、一括してお答えいたします。

まず、市内ため池の数ですが、44カ所ございます。

それと、草刈りは年に1回実施しております。

あと、処分方法ですが、和歌山県が定めたため池点検マニュアルの管理の項目には、刈り取った草木の処分方法の定めはございませんが、市民から苦情があった場合には、ため池管理者に対して適正に管理を行うよう指導してまいります。

以上です。

- ○吉本議長 再質問を許します。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 市民からの苦情ということなんですが、私が聞いたこれらの苦情について、住持池のことなんですが、これについてどうされるのか。現状は、刈った後、放置をしていると。私は、基本的には、あそこで燃やすんじゃなくして、一括してまとめてクリーンセンターに、やっぱり持ち込むべきだと、民家のある、隣接している住民のおられている住宅街についてはですね。そうでないところについては、これは臨機応変にやってもいいのかなと。焼却も1つの考え方でありますし、そこら辺については、やはり市民のこの声にどう応えていくのか。事前に通告しているわけですから、その処置についてどうされるのか、答弁をいただきたいと思います。
- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問に、環境部局のほうよりお答えをさせていた だきます。

今回の事案についてどうかというところでございます。一般的には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これに基づいて、管理者に対して適正に処理していただくように説明あるいは助言、それから指導などを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

- ○尾和議員 やったんかというのを聞いておる。
- ○山本生活福祉部長 今回の件に関しましては、我々も現状のほうは見させていただいておりますので、これから管理者のほうに対して説明と助言をさせていただきた

いと考えております。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再度確認ですが、今、助言・指導するということですので、現状を見て、 早期に対応を求めておきたいと思います。

その結果については、またご連絡をいただきたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○山本生活福祉部長 再々質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って、管理者のほうと十分お話をさせていただきたいと思います。また、報告求められましたら、させていただきたいと思います。

以上です。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、4番目の質問をさせていただきます。

那賀病院の労働実態についてであります。昨年の12月議会において、那賀病院の超過勤務に関して、実態をお聞きをしました。その実態は、私の想像を超える長時間が明らかになっています。その後、和歌山日赤においても、労働基準監督署が指摘をして、改善するよう指導したと新聞報道されております。

医師も人間であり、また、労働者であります。その労働環境は整備されなければ、 このような不幸を繰り返し起こすことは許されません。このような実態を早期に改善すべきであります。

まず第1点目、この労働実態というのは36協定違反の超過勤務についてであります。その後の経過についてお聞きをしたいと思います。

2番目に、違反状態を改善するために、どのようにしていくのか、ご答弁をいた だきたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○山本生活福祉部長 尾和議員ご質問の4番目、那賀病院の労働実態について、お答 えをいたします。

まず1点目につきましては、12月議会で尾和議員から労働実態についてのご質問があったことを那賀病院にお伝えをしております。

2点目につきましては、那賀病院から聞き取りした内容となっておりますが、根本的な原因は、医師が不足しているところにあり、病院において医師の増員に尽力しておられるところですが、医師不足は和歌山県のみならず、全国的な問題であり、解決は容易ではありません。

一方、病院の自助努力として、医師の事務的作業を補助する医師事務作業補助者 を増員することで、少しでも医師の業務が軽減できるよう改善を進めているとのこ とです。

以上です。

- ○吉本議長 再質問を許します。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 そうしますと、12月議会ではお伝えをするという返事をして伝えたと。 伝えた上で、医師の事務作業を軽減するためにということなんですが、基本認識と して、那賀病院の36協定に違反をしているという認識は、共通認識として持って おられるのか、その点について再度お聞きをしたいと思います。

もう1点は、私たちは、岩出市に関すること、これらの問題についても、やはり問題意識を持って改善をさせていくということが求められるというふうに思うんですが、その認識について、何か第三者みたいな立場で答弁をされているんですけども、私はそうではなくして、主体的に岩出市としてもかかわりがあるわけですから、これについて責任を持って、コンプライアンスのもとで、法律があるなら、これを改善していくと。今の部長の答弁では、医師不足が原因だというような形で、やっぱり逃げておられるとしか、私には理解ができません。医師が不足しておるから法律を違反してもいいんだというような認識であれば、私は問題だと思うんですけども、それについてご答弁をください。

- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

1点、那賀病院の実態が36協定違反ではないかという認識を持っているのかというところ、それから、市として、第三者的ではなくて、問題解決を主体的にやっていかなあかんのではないかと、そういうところだったと思います。一括してお答えいたします。

医療機関としての公立那賀病院、地方自治体としての岩出市、それぞれの立ち位置、位置関係、それに沿って対応していくというところでありますが、その対応の内容につきましては、せんだっての12月議会、あるいは今回の当初の答弁で申し上げたとおりです。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 何かね、私が質問して、それに対してまともに答弁してないんですよね。 36協定、違反しているんか、してないか、実態について答弁してないんですよ、 部長は、那賀病院のね。違反しているんか、してないんか、それについてご答弁く ださい。

そういう立場で、今回の問題はどう解決していくのか。医師不足という形で答弁 を逃げているとしか思えないんですけども、これについて再度ご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

36協定に違反しているのか、いないのか、はっきり答弁せよということでございます。先ほど申し上げましたように、我々地方自治体としての岩出市が、医療機関である公立那賀病院の労働実態に関して、36協定違反であるや、どうやというのを言及する立場にはないと考えております。

以上です。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、種子法についてお聞きをしたいと思います。

種子法の廃止が、ことし4月1日から廃止になります。食糧需給のための自治体など、その地域に合った作物の種、開発普及を義務づけているのが種子法でした。しかし、種子法の廃止が実現してしまいますと、外資系の種子会社が参入して、日本の種を独占することにもなりかねない。中でも、アメリカの農業大手モンサントの遺伝子組み換え作物は、健康被害の可能性がいまだ払拭されていない。

種子法廃止は、そうした作物の種を日本に広めるきっかけをつくりかねないのであります。種子法と言われてもぴんとこない人が多いかもしれません。一般には余

り知られていないが、戦後の日本で、米や大豆、麦など、種子の安定供給を支えてきた法律であります。この法律が突如廃止されることになった。ことし2月に廃止されることが閣議決定され、4月に可決成立して、ことしの4月1日に廃止されるという状況にあります。

種子法については、私どもの食や農業は大丈夫なのかということで、米や麦の安定供給を縁の下で支えてきた種子法、専門的な法律なので、名前も聞いたことがない人が多いでしょう。種子法は、米や麦、大豆といった主要作物について、優良な種子の安定的な生産と普及を国が果たすべき役割と定めている法律です。

種子の生産自体は都道府県やJAや普及センターなどが担ってきましたが、地域に合った良質な種子が農家に行き渡るように、種子法のもと、農業試験場の運営などに必要な予算の手当などは、国が責任を持って今日まで担ってきました。

種子法が制定されたのは1952年5月、注目したいのは第二次世界大戦終結のためのサンフランシスコ講和条約が発効された翌月というタイミングです。戦中から戦後にかけて、食糧難の時代を経験した日本が、食糧を確保するために種子が大事と主権を取り戻すのとほぼ同時に取り組んだこの種子法の制定でした。

私は、そこに二度と国民を飢えさせない、国民に食糧を提供する責任を負うという国の明確な意思があったと考えております。

政府や農水省は、国が管理する仕組みが、民間の品種開発意欲を阻害していくからと説明しています。

種子の生産コストが国の財源で賄うなど、今の制度では都道府県と民間企業との競争条件が対等ではないというのです。環太平洋パートナーシップ、いわゆるTPPなど、グローバル化を推し進める中で、企業の活動を阻害するような規制を緩和する措置の一環という見方もあります。

これまでも種子法は、民間の参入を禁じていたわけではありませんが、種子法なくしてハードルをさらに下げることで、民間企業、特に外国企業の参入を積極的に進めようという思惑があるのであります。私は、これらの種子法の廃止について、多くの課題や疑問が現在あります。

そこで、岩出市において、この法律の廃止による弊害について、どのように認識 をされているのか。

2番目に、米、麦、大豆、白菜、キャベツ等における影響をどう認識されているのか。

3番目に、今後どのように岩出市として取り組んでいこうとしているのか、ご答

弁をいただきたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 事業部長。
- ○船戸事業部長 種子法についてお答えします。

1点目、廃止による弊害についての認識については、今回、主要農作物種子法が 廃止されることにより、特に弊害が生じるものではないと認識しています。

次に2点目、米、麦、大豆、白菜、キャベツはどうなるのかについて、主要農作物種子法第2条に規定されている農作物は、稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆であり、その中で、議員ご質問の米、麦、大豆については、1点目で回答したとおり、法律廃止により特に弊害が生じるものではないと認識しています。

次に3点目、今後どのように取り組むのかについて、主要農作物種子法は、戦後食糧増産が国家的課題であった昭和27年に制定されて以来、稲、麦類及び大豆について、国・都道府県が主導して、優良な種子の生産、普及を進めてきました。しかし、民間企業が開発した稲の品種で、主要農作物種子法に基づく奨励品種に指定されている品種がないという状況が続いているなどの問題も生じていたことから、今回、需要に応じた多様な種子の開発、供給体制を構築するため、都道府県による種子開発、供給体制を生かしつつ、民間企業との連携により進めることを目的として廃止されるものでありますので、当市独自の取り組みは考えておりません。

なお、主要農作物種子法には、もともと遺伝子組み換え作物の防止や外資系企業 の参入についての規定はございません。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、部長のほうから答弁をいただきました。

種子法によって、我々の生活における不利益はないんだということでありました。 私は、その見解については問題があるというふうに思っております。現に、この種 子法があることによって、都道府県で改良して、最もよい種子を開発した、国の予 算もついていたわけですけども、それが撤廃になりますと、種子、種ですね、それ 自体が自由化によって多くの影響を受けるということが言われております。

種子法があることで、日本の米、麦、大豆は守られてきたわけであります。この種子法廃止によって、今、コシヒカリの品種 1 キロ当たり500円ほどの安定供給が何倍にもはね上がると。 4 倍から10倍にはね上がるんではないかということになっ

てきますと、米作については、もうさらに農家にとっては死活問題になると言わざるを得ないのであります。

新潟県においては、この種子法廃止に伴って、これは大変だということで、新潟県独自で、この種子を守るために、従来の種子を守るために、県が予算案を組んで、国の政策に対して正面から取り組みをしているというのが現状であります。全く時代認識も甚だしいと言わざるを得ません。

今の部長の答弁は、種子法が廃止されても影響がないんだということは、そういうことではないということを申し上げておきたいと思います。

それから、遺伝子組み換えの問題について言われました。日本において、これ遺伝子組みかえの問題については、多くの問題点は指摘をされております。コシヒカリの、モンサントによれば、遺伝子組み換えによって、全てのことが、大豆とか麦とか、この影響を受けるということで、今、人間の男女の精子・卵子の問題について、口から入れる食によって、その減少が言われているという科学的なデータもあります。

日本人類の根幹を揺るがす種子法であると言わざるを得ないんですが、それらの問題について、遺伝子組みかえが行われれば、たちまち日本人類、日本における人、人類について影響が出てくるということでありますから、今言われた部長の答弁では、私は理解できないし、納得できないし、その見解については間違っているんだということを申し上げておきたいと思います。

そこで、我々どうするのかということで、今、岩出市においては影響ないということですけども、そういうことを言われる部長については、私は残念だなと思っておるんですが、これから種子を守っていくために、古来からある日本における種子、これをいかにして守っていくのかという基本的な姿勢を岩出市においても持っていただいて、県とか国に意見を上げていくという立場をとっていただきたいと思うんですが、これについて市長の見解をお聞きをしたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 事業部長。
- ○船戸事業部長 再質問にお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、種子法廃止の目的は、時代に合っていないこと、 それと民間の技術が反映されにくいシステムになっていること、それを解消するた めのものです。種子そのものが守られるかどうかというのは、種子法だけじゃなく、 種苗法、その他の法律がありますので、それで大丈夫だと認識しております。 それと、遺伝子組み換えについてですが、種子法は決して遺伝子組み換えを制限する法律ではないので、種子法があってもなくても同じことだと思います。 以上です。

- ○吉本議長 再々質問を許します。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 種子法についての基本的な考え方、部長の誤った認識については、これ 以上議論しても前向きに進まないので、これで終わりにしたいと思いますが、再度、 この種子について勉強していただきたいということをお願いして、この質疑は終わ りたいと思います。
- ○吉本議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。 引き続きまして、6番目の質問を願います。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 最後になりますが、教育関係の改善についてお聞きをしたいと思います。 過去6月、9月、12議会において、教員の長時間労働の実態や負担軽減、削減対 策を求めてまいりました。その後、実態についてどうなっているかということで、 その際に、小学校では8時間以上が1.23%、それから45時間超えが33.3%、中学校 では7.53%、45時間が23.6%であると答弁をされてきました。

その後、校長に対して、適切に負担軽減を図るよう指導していくというご答弁をいただきました。9月議会では、管理をしている、また、留守番電話を研究したいとか、その他の改革について、体制が整ったものから実施をしたいということでありました。12月議会で部長は、11月、12月にかけて勤務時間の実態調査を現在しており、集計・分析を行っていると。また、どれだけ減ったかということについてはお答えできませんと答弁をされておりました。先般、岩出市のほうから2月度の超過勤務実態をいただきました。

そこで、質問なんですが、その後、岩出市の教職員の勤務時間の実態について、 どのように推移をしているのか。

それから、超過勤務の改善方針を具体的にどうするのか。

それから、3番目に、地方教育審議会の答申、これについて方針をどのように実践をしていくのか、お聞きをしたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 教育長。
- ○塩﨑教育長 ご質問の6番目、教育環境の改善について、通告に従いお答えします。

まず1点目、岩出市教職員の勤務時間の実態はどうかについて、平成30年2月の 勤務時間については、小学校の超過勤務時間の平均は27.8時間、中学校では46.2時 間です。

2点目、改善の方針はどうか、3点目、中央教育審議会の方針、どのように実施 していくのかを一括してお答えします。

平成29年8月に出された中央教育審議会初等中等教育分科会の学校における働き 方改革特別部会からの学校における働き方改革に係る緊急提言や平成29年12月に出 された文部科学省からの学校における働き方改革に関する緊急対策につきましては、 教育委員会といたしましても、課題意識を持っております。

平成29年9月議会や12月議会でもお答えしましたとおり、本市における教職員の業務改善につきましては、既に市費による適応指導教室の開設や特別支援教育にかかわる介助員、授業にかかわる学校図書館司書の配置を行っております。

また、県費を活用して問題行動等への対応として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校支援員、スクールサポーターなどを配置しています。中学校の部活動につきましては、1週間のうち1日を休養日としております。

また、体力テストの集計や岩出市学力調査の採点、分析の業務委託、そして各種 調査の精選をすることで、教職員の業務軽減に努めています。

なお、本提言にあります給食費の公会計化や口座振替納付等、既に教員の業務で はなく、いち早く改善をしたところです。

以上のことから、中央教育審議会からの提言や対策にある多くの方策を既に実施 しているところです。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。私は、この2月の調査をまとめてみました。 もとのデータというのはよくわからないんですが、まず、この退勤時間管理簿とい う形でいただきましたが、これは第三者が見て、なるほどなということなのか、自 己申告で集計されたデータなのか、その点をまずお聞きをしておきたいと思います。 それから、その上で、今、小学校では27.8%、中学校では46.2%ということであ ります。なかんずく、ここの中で出ているのは最高が、これ中学校で113時間、こ れで試算しますと、1カ月だけですから、年間で試算すると、12を掛けたら1,200 時間ぐらいになるんですよね。これがずっと続いているとは想定してないんですけ ども、これは過労死時間を超える大幅な実態にあるということは認識をされている のかどうか。その2点をお聞きします。

それから、中教審の答申の中で出ているのは、時間管理について、勤務時間管理の徹底、適正な勤務時間の設定として、ガイドラインということで、これはさきの議会でも質問をしたんですが、自己申告方式ではなく、この管理権者である教育委員会等は、自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握して集計するシステムを直ちに構築するよう促すという緊急政策が出されているんですね。そういう意味では、これを岩出市はやるのか、やらないのか、これについて再度お聞きをしたいと思います。

それから、時間外勤務の抑制の措置として、時間外労働の現状について、原則月 45時間、年間360時間と示されており、これを参考に、教師が長時間勤務による健 康を害さないために、勤務時間に関する数値を示した上限の目安を含むガイドライ ンを検討して提示をするということを言われております。

私は、いわゆる月45時間、年間360時間、これをいかに守るかと。最低限守るかということが、今求められておると思うんですが、それについてご答弁をいただきたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 教育部長。
- ○秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

3点あったかと思います。提供させていただいたデータは、自己申告のものかどうか。それから、自己申告ではなく、タイムカード、ICTを活用してはどうか。 それから、月45時間の目安、ガイドラインをいかに考えるかというご質問であったかと思います。

まず1点目、自己申告のデータかどうかということなんですが、これについては 職員が退庁時に記録をとったものを学校で取りまとめたものでございます。

2点目、自己申告でなく、タイムカード、ICT活用という部分につきましては、 平成30年度、教職員の勤務負担軽減の一環としまして、教職員にパソコンを100% 配置する予定でございます。

そういったことから、ICTによる管理は検討する余地はあろうと思いますが、 基本的に、こういうタイムカードにするか、出勤簿にするか、現在は出勤簿という ことになってございます。これは任命権者である県が判断すべきことであると考え ております。 それから、月45時間という話ですが、これは政府全体の働き方改革実行計画においても、時間外労働の限度について、月45時間と示されてございます。基本的には、 教員についてもこの原則を尊重すべきであると考えます。

なお、学校長は、いわゆる超勤 4 項目以外は、勤務の振りかえができない場合は、 時間外勤務を命ずることができないとなっておりますので、疲労回復の観点から、 できるだけその週のうちに振りかえを行うよう、学校に対して指導してまいりたい と考えてございます。

失礼しました。100時間超えの話について抜けていたと思います。この調査月につきましては、2月という特殊な時期でございます。学校の業務の特殊性がございまして、この時期、中学校は、高校進学に向けての調査書の作成であるとか、保護者、子供からの相談業務など受けている時期でございまして、この時期は超過勤務が増してくるものと考えます。

さらに、この時期というか、この2月は、生徒指導上の問題にかかわりまして、 保護者の都合に合わせて深夜まで対応したという特殊な事例も含まれてございます。 年間を通じて考えますと、夏休みなどは小中学校とも超過勤務はほとんどございま せん。ですから、これが1年間続くものではございません。

つけ足します。100時間超えの件ですが、この2月につきましては、土日の宿泊 を伴う遠征を勤務時間に計上しているため、超勤が多くなった教員もいたというの が現実でございます。

- ○吉本議長 再々質問を許します。
 - 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 これは解決するまで一般質問しますんでね。私は、この問題について、 もっと具体的に、やはり対策を打つということが必要やと思います。

部長の答弁で、1点だけ気になるのは、いわゆる県の仕事やと、時間管理を把握するのは。県の判断で県がやるべきことで、岩出市ではないというふうなご答弁がありましたが、私はそう違うと思うんですね。タイムカードについて、それから、パソコン等については、岩出市の予算の中から支出しているんじゃないですか。タイムカードについて、設備的な問題が、設置をする場合は、岩出市の予算で支出するんじゃないんですか。

もう1点、この2月度いただきましたが、これから毎月調査をしていただいて、 この超過勤務時間についての管理簿の提出を最後にお願いして、私の質問を終わり ます。ご答弁ください。

- ○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。 教育部長。
- ○秦野教育部長 再々質問についてお答えをいたします。

取り組みが進むまでというお話でございましたが、冒頭、教育長が答弁しましたように、文部科学省の提言の中にありますかなりの部分については、既に取り組んでいるところでございます。来年度に向けましては、教職員のパソコン100%、さらには提言の中にもありますコミュニティスクールの導入、そういったことも予定してございます。順次対応しているつもりでございます。

また、退勤時刻等の管理は県がすべきだと、私が答弁したということでございますが、パソコン100%に伴って、市のほうで管理することも可能であるという話は申し上げております。

引き続き、この働き方改革につきましては、教職員の負担軽減、それから教職員が子供に向き合う時間を確保するという、この2つの観点から非常に重要でありますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。